



社会保険労務士法人 山口事務所
Labor and Social Security Attorneys' Firm Yamaguchi Office

Corporate Profile

事務所概要

名称	社会保険労務士法人 山口事務所
所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-1-6 青山エイトーンビル2F
電話 / FAX	TEL : 03-6427-1191 FAX : 03-6427-1192
事務所開業	2005年2月1日開業、2021年8月1日法人化
事務所体制	代表 山口 寛志（やまぐち ひろし） 所属社会保険労務士8名、一般職員6名
関与先	玩具卸売業、輸入雑貨販売、ソフトウェア開発、タレント事務所、クリニック経営、WEB制作、アパレル、NPO法人、飲食業、広告制作、保育園、建設業、製造業、パソコン教室運営、人材派遣、語学検定試験実施機関、製薬会社、学校法人、不動産鑑定業、税理士法人等、約120社

代表者プロフィール

氏名 山口 寛志 (Hiroshi Yamaguchi)

資格 特定社会保険労務士（登録番号13050110）
キャリアコンサルタント

経歴 2000年3月 慶應義塾大学経済学部卒業後、
ビジネス書の出版編集に従事した後、
社会保険労務士事務所に3年間勤務。
2005年2月 独立開業、社会保険労務士 山口事務所開設
2007年2月 特定社会保険労務士付記
2012年3月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻修了
(法学修士)

所属団体

- ・ 東京都社会保険労務士会 渋谷支部
- ・ 全国社会保険労務士会連合会 政策提言実行プロジェクト委員、
国際特別委員会委員
- ・ 社会保険労務士三田会（会長：2018年度～2023年度）
- ・ 筑波労働判例研究会 会員



著書

著書

「同一労働同一賃金まるわかりBOOK」

(東京商工会議所)

「同一労働同一賃金の法律と実務」

(共著、中央経済社)

「雇用形態・就業形態別で示す
就業規則整備のポイントと対応策」

(単著、新日本法規出版)

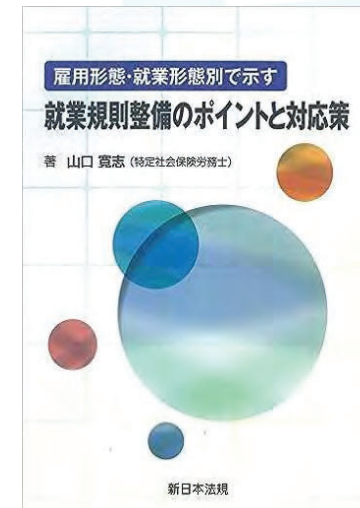
「雇用形態別 人事労務の手續と書式・文例」

(共著、新日本法規出版)

「裁判事例から見える労務管理の対応策」

(新日本法規出版)

その他、「季刊労働法」等での論文投稿、
「月刊人事マネジメント」等での記事執筆等



セミナー

セミナー

- ・ 労政時報セミナー「人事労務トラブル回避の就業規則・総点検」
「70歳雇用時代に合わせた定年再雇用制度の再構築」
「人事労務担当者の基礎知識」
- ・ 「パワハラ、セクハラ、マタハラの基礎知識と企業の安全配慮義務」
- ・ 三鷹ネットワーク大学ベンチャーカレッジ講師第6期～第31期
- ・ 内閣府地域社会雇用創造事業交付金事業
みたか社会的企業人財創出
コンソーシアム主催
みたか身の丈起業塾講師 等



活動方針

理念

何かあったらとりあえず山口事務所に聞いてみよう

気軽に相談できる人事労務の身近なパートナーとして、
顧客企業の皆様と信頼関係を築いていきたいと考えています。

また、仮に人事労務とは関係ないことでも、山口事務所に聞けば
何か情報を得られるかもしれない、
しかるべき人を紹介してもらえるかもしれない、
このような期待感を顧客に持ってもらえるよう、日々対応しています。

労務管理の安定を通じて、企業の成長に貢献していきます。

私たちが選ばれる理由

①



提案、説明力

Proposals

代表の山口は労政時報セミナーで講師を務めるなど、複雑な労働法の仕組みや最新の労務管理事情を分かりやすく説明することに評価をいただいております。

②



知識、経験豊かな 職員による対応

Adaptability

代表山口のほか、職員の多くは豊富な実務経験を有しています。実務上で培った業務知識や多くの他社事例を踏まえた実務的なアドバイスを提供しています。

③



レスポンスの早さ

Response

原則として複数名で担当させていただきます。そのため、メインの担当が不在などでも、急ぎのご質問等に対しては迅速に返答いたします。また、**Slack**等のチャットアプリでのコミュニケーションにも対応しております。

私たちが選ばれる理由

④



積極的な情報発信

Transmission of information

最新の法改正情報や人事労務上重要なトピックスに関する独自のレポートを作成し、毎月顧問先企業へ配信しています。

⑤



英語対応

English support

外資系企業等に対し、ご要望に応じて英語でのやり取りや英文の雇用契約書、就業規則等の作成をお受けしています。

業務案内

労務顧問

日々発生する労務管理上の諸問題について、継続的にアドバイスをを行います。

人事制度 コンサルティング

人事労務に関連する特定の業務に限定して、あらかじめ決められた期間内でコンサルティングを行います。

労務 デューデリジェンス

IPOを予定している企業等について労働法制の遵守度合い、労働債務の有無を調査します。

英語対応

日本における労務管理について英語でサポートしています。

社内研修・ セミナー講師

人事労務に関する社内研修会・セミナーの企画・実施を行っています。

ハラスメント 相談窓口

職場におけるハラスメントの多様化に伴い、ハラスメント全般にご相談いただける体制をとっています。

労務顧問

日々発生する労務管理上の諸問題について 継続的にアドバイスを行います。

人事労務上の諸問題について、メールや電話等で随時相談をお受けし、
妥当な対応方法について丁寧にアドバイスいたします。

- ✓ 社員と労働契約を結ぶ際の労働条件について確認したいことがある。
- ✓ 現在の業務内容や従業員の勤務実態に合わせた形で、就業規則や諸規程を整備したい。
- ✓ 給与体系について見直しを図っているが、法的に問題がないか、また今後の社員への対応方法について知りたい。
- ✓ 能力不足で雇用の継続が難しくなった社員に対し、どのように説明したらよいか相談したい。
- ✓ 法律の改正内容や実務で対応すべきことについてタイムリーに情報を得たい。
- ✓ 労働基準監督署や年金事務所等による監督調査の際に立ち会ってほしい。
- ✓ 社会保険事務に関して、担当者の質問に答えてほしい。または、社内に対応ができないので代行してもらいたい。

労働・社会保険事務

労働、社会保険法令に基づく、事務手続き全般を当方で代行します。

電子申請にて効率的な事務処理を行います。

職員複数名体制でサポートします。

対象業務

- ✓ 入社、退社、扶養異動
- ✓ 労災、健保等給付請求
- ✓ 労働保険年度更新
- ✓ 社会保険算定
- ✓ 月額変更届、賞与支払届提出
- ✓ 36協定の毎年の更新
- ✓ その他労働・社会保険法令に基づく事務全般

人事制度コンサルティング

人事労務に関連する特定の業務に限定して、
あらかじめ決められた期間内でコンサルティングを行います。

一連の制度設計を弊所で行うコンサルティング契約のほか、定例ミーティングにオブザーバーとして参加するアドバイザリー契約の2種類があります。
コンサルティングのテーマは様々ですが、代表的なものを挙げると以下のとおりです。

- ✓ 定年再雇用制度の見直し、定年延長に伴う人事制度改定
- ✓ 法改正、労務リスク回避のための就業規則、諸規程、労使協定、雇用契約書の整備
- ✓ 仕事基準（職務、役割）の賃金・評価制度の構築
- ✓ ハラスメント防止措置、相談・事後対応フローの整理
- ✓ 柔軟性・働きやすさを意識した労働時間制度の設計
- ✓ 同一労働同一賃金の観点で見た正規・非正規間の待遇格差の是正

社内研修・セミナー

人事労務に関する社内研修会・セミナーの企画・実施を行っています。

テーマ例

- ✓ 管理職向け労務管理講座
- ✓ 新任担当者向け労働法講座
- ✓ ハラスメントのない職場づくり
- ✓ パート、アルバイト雇用時の注意点
- ✓ 労働時間管理の仕方
- ✓ 就業規則、雇用契約書の作成上のポイント
- ✓ アサーティブなコミュニケーション方法を使った適切な部下指導の仕方
- ✓ 各種法改正対応 等

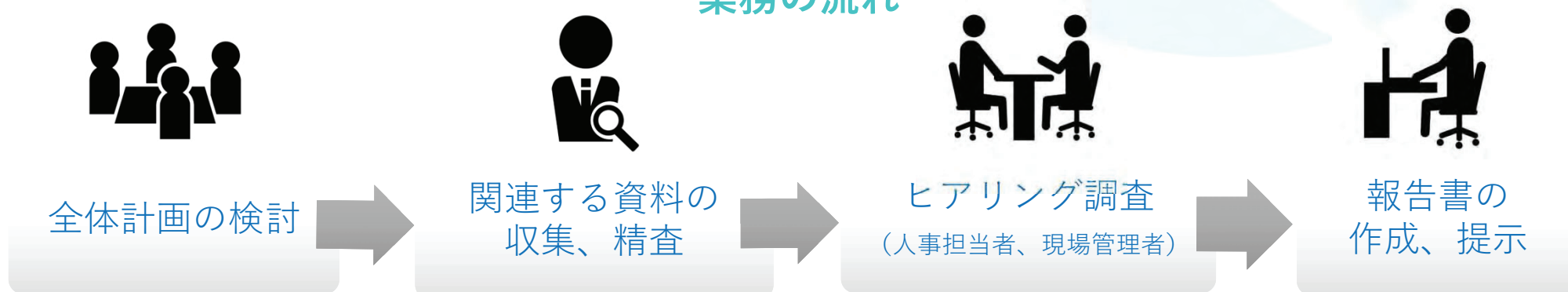
労務デューデリジェンス・IPO対応コンサルティング

IPOを予定している企業等について労働法制の遵守度合い、
労働債務の有無を調査します。

特に以下のIPO審査の労務分野で重視される点を意識してチェックリストを作成のうえ、労務上の問題点や改善すべき点を労務リスク別に整理し、報告書にまとめます。

M&Aの場面においても、労働関係法令、人事関連諸規程の遵守状況等の確認を通じて、買収対象企業の未払い賃金や退職給付債務、労働・社会保険の未加入等の会計帳簿には現れていない簿外債務の有無や、名ばかり管理職、解雇問題等、想定外のトラブル時に発生するおそれのある偶発的債務の有無等を調査します。

業務の流れ



ハラスメント相談窓口

相談内容

職場におけるハラスメントの多様化に伴い、セクシャルハラスメントだけではなく、パワーハラスメントやマタニティハラスメント等、ハラスメント全般にご相談いただける体制をとっています。

対象者

- ・ 契約企業の全社員（正社員だけでなく、パート・派遣社員等も含みます。）
- ・ グループ全体で契約することも可能です。

相談担当者

ハラスメント対応を含め、日頃労務管理の相談・アドバイスを専業として
いる経験豊富な社会保険労務士事務所スタッフが対応します。
男女の相談者がいますので、相談内容や相談者の希望を踏まえて、男女相談員のいずれか、または両名で対応します。

相談方法

〈 電話相談 〉

相談受付時間

平日（月～金）：10時～17時

事前に土曜日の相談希望があった場合

第1土曜日、第3土曜日：10時～17時

* 年末年始、夏季休業（お盆休み）、祝祭日は除く。

〈 メール相談 〉

相談受付時間

24時間受付

* メール受信後、すみやかに受信完了の旨の返信を
します。そのうえで、回答は内容により、数日かかる
場合があります。

従業員数	顧問契約料月額
9人以下	30,000円
10～19人	40,000円
20～29人	50,000円
30～49人	60,000円
50～69人	80,000円
70～99人	100,000円

従業員数	顧問契約料月額
100～129人	120,000円
130～159人	140,000円
160～199人	160,000円
200～249人	180,000円
250～299人	200,000円
300人以上	別途お見積り

* 上記は税抜価格です。

* 労働保険年度更新、社会保険算定基礎届は、それぞれ月次報酬額の1か月分となります。

報酬基準 顧問契約＜Ⅱ＞労務相談

従業員数（目安）	顧問契約料月額	対応時間（目安）
50人未満	30,000円	1時間相当/月
50～99人	50,000円	2時間相当/月
100～199人	75,000円	3時間相当/月
200～300人	100,000円	4時間相当/月
300人以上	別途お見積り	

* 上記は税抜価格です。

* 従業員数と顧問契約料については、あくまでも目安であり、ご契約前にヒアリングを行い、想定されるご相談の内容や頻度等を確認したうえで、報酬を提示させていただきます。月々の定期訪問の有無、回数等により、上記価格とは異なる場合があります。

顧問契約外業務

(①就業規則・各種規程の新規作成、見直し)

就業規則作成スケジュール

	1月		2月		3月		4月		5月
①現状分析、ヒアリング	■								
②就業規則・規程の素案作成		■	■	■					
③素案内容確認				■	■				
④ミーティング1(素案内容)				■					
⑤最終版就業規則・規程の作成				■	■	■			
⑥ミーティング2(最終版)							■		
⑦従業員説明会の開催(任意)							■		
⑧労働基準監督署への提出								■	
⑨納品									■
⑩法改正等、作成後のメンテナンス									▶

顧問契約外業務（②賃金制度の設計、見直し）

賃金制度設計スケジュール（全工程）

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
①現状把握・分析 (課題抽出、基本方針の確認、従業員アンケート)	■								
②等級制度の構築 (賃金制度の基本フレーム)		■	■	■					
③賃金テーブルの仮設定 (標準モデル、上下限、昇降給、諸手当整理)			■	■	■				
④社員全員の新賃金・等級の決定、検証、移行措置 (新賃金の確定)				■	■	■			
⑤評価制度の検証 (評価基準、方法、フォーム)				■	■	■			
⑥賞与制度の検証 (支給水準、方法)					■	■	■		
⑦退職金制度の検証 (支給水準、方法)						■	■	■	
⑧人事諸規程の作成 (就業規則、賃金・退職金規程、人事評価規程等)							■	■	
⑨従業員説明会の開催								■	
⑩人事諸規程の監督署への提出								■	
⑪新制度のスタート、運用管理									■

Consult with us

The Yamaguchi Office provides Social Insurance and Labor related services in English. We are at home providing our services to foreign companies / foreign employees. We speak English, and when required, team up with professional Japanese-to-English / English-to-Japanese translators and interpreters.

If you have any questions about our office, our services, or what a Certified Social Insurance and Labor Consultant does in Japan, please contact us from the inquiry form on our website.

Labor laws in Japan are very complex - you may be infringing without even knowing it. Why not consult with an expert, consult with us!

<https://www.ys-office.co.jp/english/>